

京丹後市入札監視委員会(平成 30 年度第 2 回) 議事概要

開 催 日 時	平成 31 年 1 月 24 日 (木) 午後 1 時 30 分～午後 4 時 00 分	
開 催 場 所	京都市会場：京都工芸繊維大学 松ヶ崎キャンパス 15 号館 2 階 N205 遠隔講義室 (京都市左京区松ヶ崎橋上町) 京丹後市会場：京都工芸繊維大学 京丹後キャンパス 地域連携センター セミナー室 (京丹後市網野町網野) ※テレビ会議での開催のため 2 会場となる。	
出席委員氏名 (職業)	委員長 田辺 保雄 (弁護士) 委員 角田 暁治 (京都工芸繊維大学大学院 准教授) 委員 村尾 慎哉 (公認会計士)	
議 事 概 要	1 開会あいさつ (中西総務部長) 2 議 事 (1) 抽出工事に関する審議について (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について 3 次回抽出委員の選出 角田委員を選出 (五十音順で持ち回り) 4 次回開催日程の調整 5 その他 6 閉会あいさつ (堀江入札契約課長)	
審 議 対 象 期 間	平成 30 年 4 月 1 日 ～ 平成 30 年 9 月 30 日	
抽 出 案 件	総件数 8 件	(備考) 対象件数 161 件
一 般 競 争 入 札	3 件	
公 募 型 指 名 競 争 入 札	—	
通 常 指 名 競 争 入 札	1 件	
随 意 契 約	4 件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問 別紙のとおり	回 答 等 別紙のとおり
委員会意見の内容	委員会としては、具申すべき特段の意見等はない。 ただし、舗装工事の応札価格について、予定価格と最低制限価格に二分されている状況があり、指名競争入札のやり方に弊害がないのか検討していただきたいこと。また、金額の小さい舗装工事においても、単価に大きな齟齬がないのか検証し、予定価格で応札した者が別の同種工事でも最低制限価格で応札するという状況もある中で、問題の有無を報告していただきたいこと。 空調化工事において、最低制限価格がある場合とない場合で落札率に大きな差が生じており、最低制限価格を設ける必要があるのかどうか検討していただきたいこと。 設計価格を算出するに当たり、参考見積を徴取する相手方が随	

意契約の指名業者の二者であると、特定の業者に対する不公平感にもつながりかねないので、参考見積の徴取の仕方については検討することも必要であること。

別紙

「2 議事 (1) 抽出工事に関する審議について」関係

1 京丹後市立長岡小学校普通教室等空調化工事（機械設備工事）・・・一般競争入札

※ 落札率が100%である案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 入札参加業者について (1) 入札参加業者は4者であるが、想定されている参加数か。</p>	<p>管工事のA等級に格付されている業者数が、この入札に参加している4者のみであり、全者が参加しています。</p>
<p>○ 入札参加資格について (1) A等級の業者でないと対応できない内容の工事なのか。</p>	<p>等級区分を定める時に完成工事高なども含めて格付をしておりますので、今回の工事ですと予定価格（税抜）が2,850万円ということで、等級区分としてはA等級に該当する工事として整理しています。</p>
<p>○ 入札参加資格について (2) 対象業者が4者しかないのに、市内に本店を有する者を参加資格として設ける必要があるのか。</p>	<p>市の公共工事の発注に係る基本方針として、市内業者で競争性等が確保できる状況であれば、市内に本社本店を有する業者に発注をするという基本的な考え方をっており、今回のケースで4者あることから一定の競争性は確保できるという判断で市内のみに発注しております。</p>
<p>○ 再度入札の辞退について (1) 2者が2回目を辞退しているが、どういう理由か。</p>	<p>1者については、同日に開札した別の小学校空調工事の受注が決まったことによる影響と思われます。もう1者については、詳細には確認できていませんが、初度の応札価格の最低の価格以下での受注は困難と判断されたものと思われます。</p>
<p>○ 再度入札の辞退について (2) 同日に他校の空調化工事を入札することは何か意図があったのか。入札日をずらす方が参加しやすいのではないか。</p>	<p>特に意図があって入札日を同日に行ったわけではないですが、学校の夏休み休業中に工事を進めたいため、発注準備が整い次第に入札をした結果として、同日に行うことになったものです。</p>
<p>○ 競争性の確保について (1) 競争性の確保については、何者以上というような指針があるか。</p>	<p>市の契約規則の中で、入札者の指名はなるべく5者以上指名しなければならないと規定しています。</p>

意見・質問	回 答 等
<p>○ 競争性の確保について (2)</p> <p>該当業者が市内で少ない場合、隣接自治体とも相談しながら、相互に枠を広げていくという取組はできないか。</p>	<p>各市町によって、業者数の状況や年間の発注工事の規模、金額等かなりバラつきがあり、隣接する市町と一体となった取組は業界の中でもなかなか理解が得られにくいと思われる、先に進めるのは難しい状況です。</p>
<p>○ 競争性の確保について (3)</p> <p>市内に支店を有する者まで含めると、該当業者は増えるのか。</p>	<p>現在、市内に本店を有する業者を対象に格付していますので、市内に支店を設けている業者がどの等級に格付でき、何者あるかは、調べてみないと正確にはつかめません。</p>
<p>○ 競争性の確保について (4)</p> <p>管工事のA等級の業者が4者しかいないので、競争性を保つために対象となる業者が増える方向で検討ができないか。</p>	<p>現状としては概ね5者程度で、一定の競争性は確保されているという理解で、市としては進めているところです。</p>

2 佐野乙配水池新設工事その2・・・一般競争入札

※ 契約金額が大きく、落札率が高い案件。

意見・質問	回 答 等
<p>○ 入札参加業者について (1)</p> <p>入札参加業者は1者であるが、想定されている参加数か。</p>	<p>今回の参加要件のうち、施工実績を除けば約70者ほど対象となる業者がありますが、施工実績については、各者に直接問い合わせないと詳細がつかめないため、この水道施設の設計業務を委託していたコンサルタントの方に業界の状況をおおまかに確認していただくと、施工実績を含めた要件を満たす業者が少なくとも4者から5者くらいは確保できるということで、この要件によって発注したものです。</p>
<p>○ 入札参加業者について (2)</p> <p>他の業者が入札に応じなかった理由は何か考えているか。</p>	<p>業者の方に直接お問い合わせするわけにいかず、つかみにくいところです。</p>
<p>○ 入札の成立について (1)</p> <p>入札参加者は1者でも、入札は成立しているのか。近隣の自治体でも</p>	<p>市の入札では、指名競争入札の場合は、1者のみの参加では中止としていますが、一般競争入札の場合は、公募に</p>

意見・質問	回答等
同様の扱いなのか。	<p>近い形なので、参加した者が1者であっても有効としています。</p> <p>各自治体によって多少扱いが異なるかもしれませんが、基本的な考え方は、本市と同じところが多いです。</p>
<p>○ 入札参加資格について (1)</p> <p>営業所所在地が近畿2府3県になっているが、地理的には福井県を含めてもいいのではないか。</p>	<p>京都府に隣接の府県ということで、福井県も隣接していますが、福井県に所在する会社の方からの入札参加申請がほとんど出ていないため、含めても実質的には変わらないということになります。</p>
<p>○ 入札参加資格について (2)</p> <p>施工実績の平成20年4月1日以降とか、有効容量185㎡以上とかという数字は、標準的に決まっているのか、市独自で決めているのか。</p> <p>例えば150㎡以上としても構わないものか。</p>	<p>特に標準とするものがあるわけではありません。発注しようとするものと同様以上を求めることが、一般的な考え方で、今回の185㎡以上という数字は、工事発注している配水池の容量が185㎡であるということで、同等以上の実績を求めるものです。</p> <p>また、このような資格要件については、工事を発注する都度、市の指名選考委員会で協議して決定しています。</p>
<p>○ 工事の内容について (1)</p> <p>ステンレス鋼板製の高架式の配水池は、180㎡を超えるようなものもたくさん存在するのか。規模的には標準的なものか。</p>	<p>この規模が標準というわけではなく、実際にはもっと大きいものも、小さいものもあります。この大きさが特別大きいというわけではありません。</p>
<p>○ 入札参加業者について (3)</p> <p>なぜ、他の業者の入札意欲を削いだのか、原因は何か。</p>	<p>参加可能であったと思うところに、理由を聞くわけにはいきませんが、状況としては、参加可能と思われる業者が大阪府内に多くあり、距離的にもかなり離れており、大手の会社からすると、それほど魅力的な工事と思われなかったかもしれないと推測しています。</p>

3 平成 30 年度 間人小学校少人数教室空調機設置工事・・・ 一般競争入札

※ 最低制限価格がなく、落札率が低い案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 最低制限価格について (1) 最低制限価格はなぜ設定しないのか。</p>	<p>本市の工事発注における最低制限価格の設定については、基本的には最低制限価格を設けて入札を行っていますが、その中でも設計金額 500 万円未満で、単一工種や簡易な工事については最低制限価格を設けないものとしています。今回の工事では、設計金額が税込 3,391,200 円ということで、工事内容についても、複数の工種が混在するような工事でもありませんので、最低制限価格は設けておりません。</p>
<p>○ 入札参加業者について (1) 管工事はC等級が一番下になるのか。また、4 者しか応札がない要因は何か。</p>	<p>そうです。設計金額が 500 万円未満はC等級で区分しています。また管工事のC等級の業者は 37 者ありますが、個人営業で行っている業者が多く、公共工事になると書類や図面作成等の事務がかなりあり、そういった面で敬遠される方もあるようです。</p>
<p>○ 落札価格について (1) 他の応札額と比べて、かなり低い金額で落札されているのはなぜか。</p>	<p>落札率 68.79%ということで、もし、最低制限価格が設けてあるような工事であれば、失格になるような金額ですが、なぜ 1 者だけ低かったかというところまでは分析できておりません。</p>
<p>○ 設計価格について (1) 設計業者が最初の設計価格を積算しているのか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○ 設計価格について (2) 設計価格を積算する際の機器代金は標準的な価格で、残りは労賃などの関係経費であるのか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○ 担当部署について (1) 学校の空調設備で、教育委員会で担当する分と建設部で担当する分</p>	<p>事業費 500 万円以上の場合は、建設部にお願いしています。</p>

意見・質問	回 答 等
があるが、どういう仕様か。	
<p>○ 工期の設定について (1)</p> <p>学校施設の工事は夏休みに集中すると、応札者が少なくなると想定できる。ある程度、工期をバラつかせることはできないか。</p>	<p>学校の授業に支障をきたさないため、夏休みという長期休業の期間を使って、学校内の工事を行っています。盆休みなどもあるため、工期をバラつかせることは難しいです。</p>

4 平成 29 年度市道丹波島津線舗装修繕工事・・・ 通常指名競争入札

※ 落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上であったため、抽選（同価入札によるくじ引き）により落札業者を決定した案件。

意見・質問	回 答 等
<p>○ 入札方式について (1)</p> <p>なぜ一般競争入札にならないのか。</p>	<p>市内において、この舗装工事の入札参加を希望している業者が 12 者しかなく、ランク分けをしていません。A、B、C の等級区分を設けていませんので、指名競争入札で工事は発注しています。</p>
<p>○ 応札価格について (1)</p> <p>応札価格が同じ金額で多く並んでいるが、その要因は何か。</p>	<p>舗装工事は、設計・積算上も単純で工種も少ないということで、市の積算がこの単価、この手間を使っているということが、すぐに推測できるような組み立てになっています。情報公開で他の舗装工事の設計情報等も入手していれば、かなり高い精度で推測ができるような状況です。</p>
<p>○ 応札価格について (2)</p> <p>応札価格が上限と下限に 2 分している状況であるが、その要因は何か。</p>	<p>下限の最低制限価格と同額で応札した業者は、受注意欲が高く応札されたものと思いますが、上限の設計金額と同額で応札された理由は、推測しかねるところです。</p>
<p>○ 他の同種工事の受注との関係について (1)</p> <p>上限の設計金額と同額を応札した 3 者について、他の同種工事は受注しているようだが、何があったのか。</p>	<p>受注する意欲がなければ入札参加辞退というのが一般的によくあるケースですが、参加はするが、あまり受注意欲は高くないという今回のケースがあまりなく、該当する他工事の資料を持ち合わせていないため推測しかねるところ</p>

意見・質問	回答等
	です。
<p>○ 参加資格要件について (1)</p> <p>プラントや舗装用機械の自己所有を資格要件に掲げている趣旨は何か。他の工事でも特定の設備の自己保有を要件にしているのか。</p>	<p>本市では、舗装工事のみの要件です。</p> <p>舗装工事自体は技術者要件も一般的な土木工事とほとんど変わりなく、比較的容易に許可が取得できる状況です。だからといって、誰でも良いかという業者によって仕上がりの状況に微妙に差がついたりしますので、舗装工事を意欲的に行っている業者、つまり、アスファルトプラントを有していたり、舗装工事にしか使わない大型機械を持っているというような、舗装工事にも力を注いでいる業者の方に工事を受注してほしいという思いです。</p>
<p>○ 入札方式について (2)</p> <p>等級の区分がなくても、資格要件を定めれば、一般競争入札にできないのか。</p>	<p>等級区分がなくても一般競争入札は可能ですが、本市の取扱いとしては、等級区分のないものについては指名競争入札を基本とするということで、運用しています。</p>
<p>○ 入札方式について (3)</p> <p>一般競争入札にしても、応札者に変わりがないのか。</p>	<p>同じ参加要件でこのまま一般競争入札を行っても、結果としてはほとんど変わりないです。</p>
<p>○ 入札参加業者について (1)</p> <p>資格要件を満たしている業者は全員応札したということか。</p>	<p>舗装工事の資格要件を満たす 12 者すべてが、今回参加しています。</p>

5 平成 30 年度（継続）京丹後市防災行政無線峰山・網野地区デジタル化工事・・・ 随意契約
 ※ 契約金額が大きい案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 発注の方法について (1)</p> <p>工事の発注内容を細分化して、それぞれの専門業者での競争に付すことはできないのか。</p>	<p>操作卓、中継局、屋外拡声子局、戸別受信機、J-ALERT 受信機などすべてが連動した一体的なシステムとして調整する必要があるものです。</p> <p>また、完成後の性能・品質補償や誤操作、不具合発生時の緊急対応など責任の所在を明確にすることからも責任施工として一体的に発注するというようにしています。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ システムの互換性について (1) パソコン通信において機器の互換性があるように、防災行政無線のシステムでは機器類の互換性はないのか。</p>	<p>一般的なパソコンのようなものとは別のもので、全部同じ業者のものにしておかなければならないものです。</p>
<p>○ 今後のシステム更新について (1) 今後は一部ずつ更新していくのか、全体を更新していくのか。</p>	<p>今回で市内のすべてがデジタル化します。今後、こういったデジタル化工事の発注はありません。今後については、機器のいろいろな進歩や、システム設備の技術開発されていく速度が早いなかで、どのようなシステムとしての発注になるかは、そういうことも併せて検討していくことになると思います。</p>
<p>○ システム保守について (1) 大きな設備で、一度業者が決まるとメンテナンスに係る契約も付随して決まってくると思われるが、どのようなになるのか。</p>	<p>メンテナンスについては、保守管理から、緊急的な修理など、施工業者の関連会社でお世話になることになります。</p>
<p>○ 予定価格について (1) 保守を同業者に依頼するならば、本体価格について価格交渉できないか。</p>	<p>事前に参考見積の徴取を行っており、その際に、価格交渉もしっかり行っております。</p>
<p>○ 予定価格について (2) 設計の際の積算は、もともとは受注業者が行っているのか。</p>	<p>設計を行う際には、同業者から事前に参考見積を徴取しており、その参考見積の妥当性については、当初の防災行政無線導入時の設計書や、丹後町のデジタル化工事の設計書との比較を行っております。またその材料等については建設物価、労務費については土木工事標準積算書の歩掛りを参考にして検証を行っております。</p>
<p>○ 他の施工業者について (1) 平成 18 年から同一業者でデジタル化されているが、他の業者は存在</p>	<p>アナログ式で整備していた時は、別の業者でもあったように、他にもこのような工事を請けることができる業者は</p>

意見・質問	回答等
しないのか。	<p>あります。</p> <p>その後、平成 18 年当時のデジタル式に整備する際の入札において、競争という形の中で今の業者が決定しています。</p>
<p>○ 今後のシステム更新について (2)</p> <p>次の大きな更新時期はいつ頃になる見込みか。</p>	<p>無線関係ですが、国の電波行政の絡みがありまして、無線に関する電波の割り当てなどが関係してきますので、更新の時期については、わかりにくいというのが実情です。</p>
<p>○ システム保守について (2)</p> <p>10 年以上前に設置している町の方は、そのうちに老朽化して、入れ替えが発生したりすると思うが、今後も同じ業者に保守を依頼していくということになるのか。</p>	<p>同じシステムを維持していくとなると、そのとおりです。システム全体の設計を見直すというような方針が出てくれば、また別業者を含めての検討となると思います。</p>
<p>○ システム保守について (意見)</p> <p>保守について、中長期的な展望も視野にいれ、長期契約にするなど、そういう交渉も検討されたい。</p>	

6 平成 30 年度 京丹後市竹野川衛生センター施設整備工事 その 2・・・ 随意契約

※ 落札率が 100%である案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 予定価格について (1)</p> <p>100%の落札率であることはどう考えるか。</p> <p>また、予定価格はどう算出したか。</p>	<p>随意契約ということで、予定価格については事前に業者の方へ参考見積を徴取させていただき、その際に共通仮設費や、現場管理費、一般管理費については、国から出されている廃棄物処理施設の点検補修工事積算概要というものがありますので、それを用いて、本市において積算を再度させていただいています。例年ですと落札率 100%ということはないのですが、今回はたまたま 100%の結果になったということで考えています。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ 予定価格について (2)</p> <p>参考見積は落札業者から徴取しているのか。他の業者から徴取はできないか。</p>	<p>落札業者から参考見積を徴取しています。</p> <p>また、機器自体に特殊性があるため、その部品の金額などは、その会社でないとわからない部分もありますので、そういった中で特定の業者における見積を参考とさせていただきます。</p>
<p>○ 予定価格について (3)</p> <p>他のクリーンセンターは別のプラントメーカーが入っているのか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○ 予定価格について (4)</p> <p>他のクリーンセンターのメーカーと同種の機器もあると思うが、そのこと価格比較はしているのか。</p>	<p>工事を行う上で似たような部分がある場合には、そういったものも参考にさせていただきます。</p>
<p>○ 予定価格について (5)</p> <p>同種の機器がある場合に、単価が高すぎるとか、そういう金額の指摘をしながら調整しているか。</p>	<p>今のところ、特にそういった傾向はないというふうに思っていますので、その点については、特別な指摘事項はしていません。</p>
<p>○ 予定価格について (6)</p> <p>全般的に様々な資料を見ながら積算されていると思うが、コンサルなどの確認はあるのか。すべて市で積算しているのか。</p>	<p>市の方で積算させていただいていますが、第三者の目という意味では、施設の維持管理の方と、工事の内容を振り返ってみるような形もしています。</p>

7 平成 29 年度 磯砂山登山道災害復旧工事・・・ 随意契約

※ 初度の一般競争入札において入札参加者がいないため不調となり、再度指名競争入札又は一般競争入札を実施した場合、予定期限内の完成が困難であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号（競争入札に付することが不利と認められるとき。）の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 不調の理由について (1)</p> <p>入札参加者がいなかった理由は何か。</p>	<p>他の工事も請けられている業者の方が大変忙しかったというふうに考えています。</p>

意見・質問	回 答 等
<p>○ 業者選定について (1)</p> <p>契約業者は入札の資格要件のある業者か。</p>	<p>そうです。京丹後市の平成 30 年度の土木一式B等級の業者です。</p>
<p>○ 業者選定について (2)</p> <p>入札の時は参加しなかったのに、随契だと契約されるということはどう考えるか。</p>	<p>タイミングによると考えていまして、最初の入札の時には仕事が混んでいた状況だったけれど、その後ある程度の段取りがついて、そのタイミングでは対応はしていただけるということになったと考えています。</p>
<p>○ 最低制限価格について (1)</p> <p>入札の時と随契の時の最低制限価格の設定はどうなっているか。</p>	<p>入札の時は最低制限価格を設定しており、随意契約の時は設定していません。</p>
<p>○ 最低制限価格について (2)</p> <p>最低制限価格は、工事の質を担保する趣旨で設けられているので、随契だからといって外していいものなのか。</p>	<p>最低制限価格につきましては、根拠となる法令が地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項ということで、競争入札においては最低制限価格を設けることができるという規定がありますが、随意契約については、そういった規定が特にないということもあり、従来から市としましては、随意契約については、最低制限価格を設けていない状況です。</p> <p>ただ、ご意見いただいていますように、整合上どうかという疑問は持っているため、本当にそれで良いのか、内部では検討もしているところです。</p>
<p>○ 見積期日について (1)</p> <p>入札の日付は 8 月 23 日で、見積顛末書の見積期日が 8 月 15 日になっているが、この関係はどうなっているのか。</p>	<p>入札については、開札日が 8 月 23 日の予定で入札公告を行って行っています。この入札公告を行ったのが、開札日の概ね 1 ヶ月くらい前で、その参加申請の受付を行うということで、それに対する参加申請の締切が 7 月末くらいであったと思いますが、出てこなかったということです。</p>
<p>○ 業者選定について (3)</p> <p>業者選定はどのようにして選ばれ、何者に見積依頼をしたのか。</p>	<p>30 年度土木一式B等級の業者で、できるだけ現場に近い業者を 2 者選定しています。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ 業者選定について (4)</p> <p>B等級の業者を選定しているのはなぜか。</p>	<p>設計金額の範囲が300万円以上から1,500万円未満の範囲の業者ということで、それがB等級の業者ということになっています。</p>
<p>○ 業者選定について (5)</p> <p>入札の条件は土木一式A、B、Cの等級になっているが、C等級でもいいのか。</p>	<p>競争入札における災害復旧工事については緊急性もあり、一度に集中して工事を発注するケースが非常に多いということで、通常の工事であれば設計金額に応じて等級を区分して発注していますが、災害復旧工事については若干運用を変えており、1,000万円以上の場合はA、Bの2等級、1,000万円未満の場合はA、B、Cどの等級でも良いという運用で行っております。</p>

8 平成30年度 旧JA郷支店外壁アスベスト含有塗材除去工事・・・随意契約

※ 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 緊急の必要性について (1)</p> <p>アスベスト分析調査はいつ行ったのか。</p>	<p>第1回目を7月に実施しています</p>
<p>○ 緊急の必要性について (2)</p> <p>何か法令に基づいてアスベスト分析調査をしたのか。</p>	<p>旧JA郷支店については、元々は解体工事をする予定で、設計を外部発注しているところでした。その設計を積算するに当たり、アスベストの調査という項目がありまして、アスベストを含有している塗材があるということが判明したことによります。</p>
<p>○ 緊急の必要性について (3)</p> <p>本来、アスベストの除去が必要であればもっと早く対応して、通常の競争入札をするのが筋ではないか。</p>	<p>この建物についてはある意味、塗材にアスベストが含まれているという認識がなかったもので、それほど注意していなかったというような状況でした。</p> <p>周辺住民の方にご説明を申し上げる中では、やはり不安を持っておられる方もおられましたので、そういった部分では一日でも早く塗材の除去ということが、必要であると</p>

意見・質問	回答等
	<p>いうふうに思います。</p> <p>また、この塗材が建物の周辺にあるということで、例えば子供たちが持って帰ったりするようなこともあってはいけないことだと思ひまして、5号理由での緊急工事ということでさせていただいた次第です。</p>
<p>○ 業者選定について (1)</p> <p>見積提出された業者はどのような基準で選定したのか。</p>	<p>京丹後市の方でアスベスト除去等の工事实績のある業者を選定させていただきました。工事实績につきましては、公の工事もありますし、京丹後市が所有していました売却施設等の民間施設に変わった施設等でのアスベスト除去の実績があるなど、わかる範囲でアスベスト除去実績のある業者を選定させていただきました。</p> <p>その結果、3者を選定させていただきました。</p>
<p>○ 業者選定について (2)</p> <p>入札をした場合でも、参加資格者はこの3者だけになる可能性は高いということか。</p>	<p>入札をした場合は、一般競争入札になるので、もう少し増えるかもしれません。</p>
<p>○ 予定価格について (1)</p> <p>予定価格はどのように算出したのか。</p>	<p>事前に参考見積を徴取し、その見積をベースに職員による積算をさせていただいております。</p>
<p>○ 予定価格について (2)</p> <p>参考見積はどの業者に依頼したのか。</p>	<p>市内業者でAランクの会社1社に依頼して、参考見積を作成させていただきました。</p>
<p>○ 予定価格について (3)</p> <p>参考見積が来れば、次に随契が来るという予測が立つため、できれば受注対象外の方から参考見積を徴取するとか、多くの業者から徴取するとか、そういうことはできないのか。</p>	<p>状況の中からでは3者しか相手が選定できなかったということの中で、1者見積をとらせていただいて、設計内容の調整等をさせていただき、職員により設計書の作成をさせていただいた次第です。</p>

意見・質問	回 答 等
<p>○ 予定価格について (4)</p> <p>設計の際の参考見積を徴取した業者以外は、予定価格を超えて見積書を提出してきたということか。</p>	<p>はい、見積願末書のとおりです。</p>

「2 議事 (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について」関係

1 指名停止等の運用状況の報告

意見・質問	回 答 等
(特になし)	

2 談合情報対応状況の報告

内 容
<p>今回はありません。</p>